

産業構造審議会
保安分科会火薬小委員会
第1回特則検討WG
議事録

商務流通保安グループ鉦山・火薬類監理官付

産業構造審議会
保安分科会火薬小委員会
第1回特則検討ワーキンググループ
議事次第

日 時 平成25年7月25日（木）10：00～12：15

場 所：第一天徳ビル4階 小会議室

1. 開 会

2. 議 題

- ①座長の選任について
- ②特則検討ワーキンググループについて
- ③議事の運営について
- ④特則承認について

3. 閉 会

福原専門職：定刻となりましたので、ただ今から、産業構造審議会保安分科会 火薬小委員会 第1回特則検討ワーキンググループを開催させていただきます。本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、全ての委員にご出席をいただき、委員定足数の過半数に達しております。本日の会議につきましては、後ほどご審議いただきます資料3「議事の運営について」によりその内容をお諮りいただいた上で、企業のノウハウ等が含まれる一部議題に関しましては非公開とし、その関連の配布資料につきましても回収をさせていただきますことをご了承がいます。それでは、開会にあたりまして、商務流通保安グループ鉦山・火薬類監理官の吉野からご挨拶をさせていただきます。

吉野監理官：平成24年9月19日の組織改編により原子力安全・保安院は廃止され、産業保安部門は商務流通グループへ移り、商務流通保安グループとして新たにスタートしました。その際、産業保安にかかる調査審議につきましては、産業構造審議会に保安分科会を設置して行うことになりました。本特則検討ワーキンググループでは、これまで同様、特則承認に関する安全性評価に関してご審議いただければ幸いです。組織の在り方は変化いたしました但、公共の安全確保の重要性は高まる一方であり、今後とも、私どもは保安行政を着実に進めて参る所存です。委員各位には忌憚のないご意見をいただけると幸甚です。

福原専門職：ありがとうございました。続きまして、まず議事に入る前に、配布資料の確認をさせていただきます。足りないものがございましたら挙手にてお知らせください。

福原専門職：それでは、本日の議事に入りたいと思います。最初の議題は、「座長の選任について」です。産業構造審議会におけるワーキンググループの座長の選出については、産業構造審議会運営規程第15条第3項により委員の互選により選出することとしております。つきましては、本WGの座長ですが、どなたかご提案ございますでしょうか。

三宅委員：新井委員を本ワーキンググループの座長に推薦いたします。

宮地対策官：ただいま、東京大学の新井委員を座長にご推薦するとのご意見がございましたが、いかがでしょうか。

各委員：意義無し。

福原専門職：ありがとうございました。この度、委員の互選により新井委員が当WGの座長として選出されました。それでは、新井座長より一言ご挨拶いただけると幸いです。よろしくお願いいたします。

新井座長：この度、特則検討ワーキンググループの座長に指名されました新井でございます。火薬類の製造や保管方法については、火薬類取締法令において技術基準が定められていますが、特定の場合において、事故等の危険のおそれがないものとし

て認められた場合に限り、それぞれの程度に応じた基準が認められています。本WGでは、それら特則承認を行うにあたりまして、科学的知見に基づいた合理的な判断により安全性の評価等を行うこととなります。委員の皆様におかれましては、忌憚のない活発なご意見をいただけると幸いです。よろしくお願いいたします。

福原専門職：新井座長、ありがとうございました。それでは、以後の議事進行につきましては新井座長にお願いしたいと思います。

新井座長：それでは、ここからの議事進行は私の方で行ってまいりたいと思います。次の議題は、「特則検討ワーキンググループについて」です。事務局から説明をお願いします。

福原専門職：〈資料2を説明〉

新井座長：ただ今の説明についてご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

各委員：〈意見無し〉

新井座長：それでは、議題3「議事の運営について」です。事務局から説明をお願いします。

福原専門職：〈資料3を説明〉

新井座長：ただ今の説明についてご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

畑中委員：資料3では、当該ワーキンググループに属する委員及び臨時委員とありますが、どういう意味でしょうか。

宮地対策官：産業構造審議会では、委員の種類として、委員、臨時委員、専門委員がございます。本ワーキンググループでは臨時委員若しくは専門委員としてご依頼申し上げております。従いまして、ここに記載されている委員に属する方はここにはいらっしゃらないことになります。

議題4：議事運営規程に基づき非公開

議題5：議事運営規程に基づき非公開

以上